

## 第三者評価結果の公表事項(児童心理治療施設)

### ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人福祉経営ネットワーク

### ② 評価調査者研修修了番号

SK2019012、S18103、S2019015

### ③施設の情報

名称：こどもの心のケアハウス嵐山学園	種別：児童心理治療施設
代表者氏名：園長 早川 洋	定員（利用人数）：入所50名 通所10名
所在地：埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字東原264-1	
TEL：0493（53）6600	ホームページ： <a href="http://ranzangakuen.org/">http://ranzangakuen.org/</a>
【施設の概要】	
開設年月日：平成19年12月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 慈徳院	
職員数	常勤職員： 29名 非常勤職員 6名
有資格職員数	医師 1名 看護師 1名
	社会福祉士 5名 精神保健福祉士 2名
	保育士 3名 臨床心理士 8名
	栄養士 2名 公認心理士 7名
	社会福祉主事 2名
施設・設備の概要	(居室数) (設備等)
	事務棟、生活棟 定員50名、2,000m <sup>2</sup>
	体育棟 374.38m <sup>2</sup>
	教育棟 1,006.98m <sup>2</sup>

### ④理念・基本方針

#### (1) 理念

共育・德育・自立（子ども同士、子どもと大人（職員）が共に育つ実践を目指す。子どもたちが、安全で安心して生活できる環境を整え、心身ともに健康に育つことができるよう支援する。子どもたちが、社会の中で人として生きていく力を培う。子どもたちが、自立に向けて歩み始めることができるよう支援する。）

## (2) 基本方針

- 子どもの人権の擁護に努める。
- 個々の子どもの状況に応じた総合的支援を行う。
- 組織的対応の確立と職員の専門性の向上を図る。
- 地域との連携・交流を図る。
- 効果的・効率的施設運営に努める。

## ⑤施設の特徴的な取組

「共育・德育・自立」を基本理念とし、生活指導、心理治療、医療、教育の4分野が連携し、生活環境全体を治療的に整え、子どもたちの生活を支援する総合環境療法を実践している。

## ⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年11月10日（契約日）～ 令和3年3月30日（評価結果確定日）
前回の受審時期(評価結果確定年度)	平成30年度

## ⑦総評

### ◇特に評価の高い点

○「多職種が連携を図り、それぞれの専門性や役割をいかして、協力し合い、多角的な視点で、意見を交換しながら、子どもの治療・支援に取り組んでいる」

施設では、一人ひとりの子どもの最善の利益を目指して、総合環境療法を踏まえ、子どもを担当する職員の他、常勤の精神科医・看護師・臨床心理士等、多職種が連携を図って、多角的な視点で治療・支援に取り組んでいる。また、1ヶ月評価会議で、アセスメントを行い、子どもの状況を把握し、子どもから施設生活における意向を聞き取り、治療・支援上のニーズを明らかにしている。さらに、子どもを担当する職員チームで開催するモジュール会議では、生活指導部、適応支援部、連携支援部の各部職員が所属して、必要があれば、各部の会議で検討する等、手厚い対応につなげている。職員は、日常的に、子どもの最善の利益についての共通理解を確かめ合い、意見交換を図っている。職員自己評価結果にも、適切な支援をするためのチームワーク力や、多職種連携の支援体制の構築についての意見が複数挙がっており、施設全体で、子どもの治療・支援にあたっていることがうかがえる。

○「インケアを重視し、子ども一人ひとりにあった治療・支援を実践して、アフターケアにつなげている」

施設では、インケアで形成された職員や仲間との人間関係がアフターケアの基盤になるとの考え方のもと、退所後に起こるさまざまな困難を乗り越えるための準備としてインケアを重視している。施設には、入所前に権利侵害を受けたり、障害があり配慮を必要とする子どももおり、一人ひとりにあった手厚い対応で、子どもの治療・支援にあたっている。インケアで、アタッチメント関係を形成し、退所後の生活環境の直面化を行い、

継続的なアフターケアにつなげられるよう、子どもに合った治療と支援に力を注いでいる。

○「職員の採用と育成のしくみが充実し、人材確保に成果が出ている」

施設の採用計画は、学生の就職活動の動向に合わせており、ホームページからエントリーを受けて、オンライン説明会や見学会を行っている。その結果、全国から問い合わせが来るようになり、人材確保は安定してきている。新卒者は、採用後必ず生活指導部を2年経験することにし、配属先では指導研修を受けた職員によるOJTが行われ、無理なく担当分野を持てるように育てている。保健衛生係には入職1年目の職員を配置するようにして実地の保健衛生活動を理解させている。さらに、年間に園内研修を8回、関係団体の研修には3回参加している。支援スキルの他、毎週、子どもへの対応を振り返るミーティングを実施しており、職員や子どもの暴力暴言について、対応する研修もあり充実している。

◇改善を求められる点

●「理念・方針を深く周知し、倫理綱領を策定する等、経営の基本姿勢を内外へ明確にする取り組みが望まれる」

施設の基本理念・基本方針を周知し理解を深める取り組みについては、保護者や子ども、職員に対しても十分とは言えず、期待される職員像や倫理綱領も作成されていない状況にある。これらは、組織のあるべき姿、経営の基本姿勢を内外に示すものであり、職員、利用者だけでなく、関係機関、取引先、求職者にとっても、嵐山学園を知る大切な手がかりといえる。施設は、基本理念・基本方針がなぜ大切か、期待される職員像や倫理綱領を作ることがなぜ必要か、の前提から職員間で議論を深め共通理解を導くとの姿勢であるが、速やかに議論を開始することが期待される。

●「職場環境の改善や待遇改善に向けたしくみ作りが望まれる」

職員の心身の健康や職務上の安全、仕事と生活の両立などについて、従来は手薄であったが、近年積極的に改善に努めている。役職手当や慰労金制度、特別休暇の制度を整備し、新型コロナウイルス感染症に対しては、職員行動規範を策定した。さらに、職員の母体保護に対応して常勤職員に対する交代勤務義務付け規定を見直し、短時間勤務や日勤制度の導入を図る等、課題が顕在化した時点で、迅速に改善対応をしてきている。しかし、職員自己評価結果では職務と成果や貢献度評価、給与体系、職員の定着やメンタルケアなど対処療法を超えた改善の希望が出ている。施設では、中長期計画の策定を進めており、就労条件改善等の工程表も含めた中長期計画の策定が望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回も2018年度同様に、支援・治療面では高く評価していただき、学園の運営面は多くの課題をご指摘いただく結果となりました。ガイドラインや中長期計画、BCP（事業継続計画）の不備は、第三者評価の度に指摘されていることであり、安定した学園運

営のためにも作成して行かなければならないと思います。いずれも大きな方向性については合意ができてきているので、今後きちんとした文書にまとめて行きたいと思います。

支援・治療に関しても高い評価はいただきましたが、現在社会的養護には大きな変化が訪れており、立ち止まれば時代に遅れてしまう状況にあると思います。今後とも高く評価していただけるように、変わらず成長を続けて行きたいと思います。

#### ⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童心理治療施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 20 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント>		
・施設の基本理念は「共育・德育・自立」であり、園のリーフレットやホームページに掲載し、各棟のスタッフルーム等館内にも掲示している。しかし、理念・方針を周知し、理解を深めることについては充分とは言えない状況にある。保護者や子どもへは入所時の説明にとどまっており、職員に対しても各会議やグループワークの機会に伝えるようにしているが、すべての職員に理解がいきわたっているとは言えない。理念・方針に関する研修や、わかりやすく説明した資料の作成などは、今後の課題となっている。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<コメント>		
・園長は県が策定する社会的養護の5か年計画作成に加わるなど、県や国、関係機関の会議に出席して児童福祉の動向を把握している。また、講演依頼などに対応して福祉事業関係者との交流を深めるなど、多様な情報収集ができている。さらに、経営層は長期の見通しをもって経営環境を把握することに努めるため、経営会議を開催している。収支状況や施設・設備の老朽化・更新等については税理士を交えて毎月予算の進捗について説明を受け、状況の把握に努めている。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント>		
・園の経営課題については、理事長や園長は定期的にミーティングを行い、隔週開催している経営会議で副園長や各部長と意見交換し、意思決定している。また、年3回、税理士事務		

所と予算会議を開いて、予算編成や執行の進捗状況を確認している。経営課題の解決に向けては、設立10周年に際して刊行した「今後の嵐山学園ビジョン」を踏まえつつ、その後の環境の大きな変化に対応して、検討を進め計画を策定している。すべての職員が参加する全体連絡会を年6回開催しており、経営課題全般にわたって説明するとともに共有を図っており、組織として解決に向けた具体的な取り組みに着手できるしくみがある。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されて いる。	b
<b>〈コメント〉</b>		
・設立10周年に際して、「今後の嵐山学園ビジョン」で示した目標を踏まえて、2018年度の理事会では「思春期の多機能型児童心理治療施設」を目指すこと決議しており、分園型グループホームの開設や、子どもたちへの支援モデルの確立などが構想されている。これらを踏まえた中長期計画の骨子について、内部の合意を取りつつあり、現在、県や関係機関などとの調整を進めている。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されてい る。	c
<b>〈コメント〉</b>		
・中長期計画は現在策定中であり、中長期計画を踏まえた単年度の事業計画の策定は、今後の課題である。現状の事業計画書策定プロセスは、事業の進捗について、毎年1月に全体連絡会で各委員会が振り返りの報告を行い、事業報告書にまとめている。また、運営委員会は事業活動の成果と課題を踏まえ、4月の全体会議に単年度の事業計画の方針を示し、それを踏まえて、各委員会が年度計画を策定し、5月の全体会議で説明して承認されるしくみとなっている。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組 織的に行われ、職員が理解している。	b
<b>〈コメント〉</b>		
・施設の事業計画書は各委員会で検討し、運営委員会で承認・策定している。計画の進捗は、年6回全体連絡会で発表し、目標達成状況と経緯を確認している。しかし、職員自己評価結果では、「事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しなどが組織的に行われ、職員が理解している」の項目については、職員の自己評価は低くなっている。また、今年度は新型コロナウィルス感染症の蔓延により事業計画は大幅な見直しを迫られたが、全体連絡会で事業計画の見直しを伝え、対応策のひとつとして、オンラインミーティングを活用した。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促 している。	c
<b>〈コメント〉</b>		
・今年度の事業計画書では「ルールや慣行について児童を交えて再検討する」「子どもの主体		

的な参加を図り、児童の意向を十分に反映させる」ことを目標に掲げているが、新型コロナウイルス感染症対策などにより、事業計画を周知するには至らなかった。しかし、施設の設備破損や水道や電気の節約、経費や修繕などコストの意識づけ、働きかけを行った。保護者についても事業計画の説明には至っていない。ホームページ等で事業計画等をわかりやすく説明することを検討していたが、実現できていない。

#### I-4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

第三者評価結果		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
＜コメント＞		
<p>・毎年行う自己評価は、実施を予定していた時期に新型コロナウイルス感染症の広がりを受け、その影響で中止を余儀なくされた。第三者評価についても、実施時期が遅れたために、評価結果を振り返る場を設けて全職員が共有し、次年度事業計画に反映する十分な余裕が得られていない。今後は、施設運営の年間スケジュールに、第三者評価の受審や自己評価を組み込むなどの対策・しくみづくりが望まれる。施設の自立支援計画策定にあたっては、あらかじめ利用者と、できれば保護者の意向も反映したアセスメントシートの作成も望まれる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
＜コメント＞		
<p>・前回の第三者評価で課題として指摘した事項のいくつかは、施設内の各会議などで報告され、一部は改善に着手しており、すでに改善できている部分もあることなどは評価できる。今後は、改善目標や方法、達成時期などを計画書に表し、必要に応じてプロジェクトチームを立ち上げるなどして、関係機関や全職員に周知して推進する取り組みが望まれる。</p>		

#### 評価対象II 施設の運営管理

##### II-1 施設長の責任とリーダーシップ

第三者評価結果		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
＜コメント＞		
<p>・園長の役割については、職務分掌規程に明記している。事業計画書の冒頭に「ルールや慣行について児童を交えて再検討し、子どもの主体的な参加を図ることや、児童を「一人の対等な人間として受容」することを明記している。この重要課題を、園長が具体的にどのように実行するのかは詳らかではない。次年度は、書面での表明を予定しているとのことであり、実施が期待される。なお、園長不在時の危機管理については副園長が対応することにな</p>		

っている。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	---	---

〈コメント〉

- ・園長は、法令などの遵守について、園内で発生する些細なトラブルや事故についても事故報告書を提出することを奨励しており、その結果、外からは気づかれにくい不規則な対応についても報告書が上げられる事例も出てきている。今回の職員自己評価結果も、前回の第三者評価受審時に比べると、職員の自己評価が高くなっている。職員は法令遵守等について理解を深めているが、今後は、関係法令等の体系的な理解を含めた研修を行うなど、職員がさらに深く学ぶ機会を作ることが望まれる。

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが發揮されている。

12	II-1-(2)-① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

〈コメント〉

- ・園長は、医師として11年間勤務しており、治療と支援を現場でつぶさに見て回り、実践している。園では、生活・心理・医療・教育・家族の5つの支援について、生活支援部、適応支援部、連携支援部の3部組織体制を敷いて自立に向けた支援を行っている。子どもの入退所については調整会議や入所1ヶ月の評価会議を開催している。また、隔週で経営会議を開催して運営の進捗を把握、指導している。日々変化する支援内容について、職員に積極的に外部研修等に参加するよう支援し、自らも研修会や学会に参加する他、講演や論文の執筆も行っている。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	---

〈コメント〉

- ・園長は、人事、労務、財務等の実情を踏まえ、管理職層と協議し、執行するための経営会議を設置した。その結果、運営面からみていた視野が広がり、長期的な視点で経営の在り方について改善を図っている。一方、個々の職員に対しては、年間2回の園長面談と年1回の副園長面談を行い、職員の希望や働きやすい職場づくりに向けたキャリアパスや経営の多角化など具体策を立て、待遇改善等にも着手してきている。

## II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b

〈コメント〉

- ・人材の確保については、経営層や職員等の紹介などで対応してきたが、現在は採用計画を立てて、学生の就職活動の動向に合わせて募集期間を定め、採用面接・就職説明会を開催している。また、応募はホームページからエントリーをすることにした結果、全国から問い合わせが来るようになった。今年度は、事業の多角化を推進することを掲げ、女性の採用を増

やす計画である。新卒者は必ず生活指導部を2年経験するなど、人材養成の基本方針の確立に向けて整備を進めている。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

〈コメント〉

・園は「嵐山学園のキャリアパスの考え方」を公表し、職員一人ひとりの目指すキャリアゴール実現に向けたキャリアパスを明らかにした。また、園長や副園長が定期的に面談を行っており、職員の意向を把握しキャリア形成の支援に努めている。人事については、面談結果など本人の意向も踏まえて業務遂行能力を判断し、経営会議に諮って決定しており、人事評価基準を明文化することや、人事評価制度の実施はこれから課題となっている。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

〈コメント〉

・働きやすい職場づくりについては、職員の心身の健康や職務上の安全、仕事と生活の両立等の問題が顕在化した時点で順次、迅速に改善・対応している段階である。例えば、新型コロナウイルス感染症拡大に対応して、慰労金制度や特別休暇の制度を整備した。また、妊娠した職員の母体保護に対応して、就業規則の常勤職員に対する交代勤務義務付け規定を見直し、短時間勤務や日勤制度の導入を図るなどしている。職員自己評価では、働きやすい、人間関係が良い、率直に話し合える等の回答が見られている。一方で、若い人が定着しない、給与が少なく増えない、メンタルケアが必要などの意見も挙がっている。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

〈コメント〉

・園では「キャリアパスについて」を策定するなど「期待される職員像」に向けたアプローチに着手しているが、まだ明確とは言えない。園長は年2回、副園長は1回職員と面談をしており、その中で職員のキャリアゴールや希望部署などの意向を把握している。職員の目標達成状況について、中間の振り返りを副園長が、年度末の面談は園長が行っている。制度が定着し実績を重ねる中で、目標管理制度に向けた規程類の充実や面談記録記載様式の定式化が進み、研修メニューとのリンクも明確になると考えられる。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

〈コメント〉

・毎年、調整会議で前年度の評価を振り返り、次年度の研修計画を策定している。外部研修については、研修の案内などを回覧して希望者が参加できるように支援をしている。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、オンライン研修が増えており、園長がかかわっている関東ブロック研修もオンライン研修に切り替えることを検討している。園内研修については、外部講師を積極的に招いて、多様な視点から内容を豊富化している。今後、各職種・職位に求められる経験、専門技術や必要な資格などの要件も明確にしていく予定である。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

a

#### 〈コメント〉

- ・新任職員は配属先ユニットでOJTを行って無理なく担当分野を持てるように支援しており、園内研修を8回、関係団体の研修にも3回参加している。園長は、職員一人ひとりと面談をして資格取得状況や今後必要となる資格を把握し、園内研修を行うほか、研修機関などの案内の中から本人の能力向上に効果があると認めたものを紹介している。また、スーパーバイザーを招いた研修や他施設との交流研修も積極的に行っている。

#### II-2-(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20	II-2-(4)-① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
----	---	---

#### 〈コメント〉

- ・実習生の受け入れについて「福祉人材の育成」と位置付け、社会貢献であり、現場職員の育成にも寄与すると意義付けているが、受け入れの基本姿勢の明文化は行っていない。受け入れ先は学園の業務につながる学校を優先している。毎回グループワークを取り入れ、振り返りによる気づきを促すことをねらいとした実習のマニュアルを作成している。実習担当職員を指導者講習に派遣してスキルを学ばせている。今年度は、コロナ禍で、オンライン研修の希望も多いが、できる限り対応をしている。

### II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b

#### 〈コメント〉

- ・園のホームページには理念、支援内容、定款、財務諸表、採用情報などが掲載されている。しかし、苦情・相談体制や第三者評価受審結果は閲覧できない状況になっており、ブログも現在は、閉鎖されている。また、年2回、広報誌「学園だより 嵐山」を発行し、施設と職員、子どもの様子、管理者層の所感などが写真やイラストを交えて、親しみやすく編集、掲載されている。さらに、開設10周年に、記念誌「嵐山学園のあゆみ」を発刊しており、法人の基本的な考え方を公表している。

22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
----	---	---

#### 〈コメント〉

- ・園では、会計処理規程等経理処理規程に基づいて会計事務を実施している。規定は、就業規則などとともに規定集にまとめており、職員も見ることができる。会計については、税理士法人が内部監査を行い、他に外部監査も行っている。園の運営に関する各種規定類は隨時見直し、充実を図っている。

### II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
----	---------------------------------------	---

〈コメント〉

・基本理念に「子どもたちが、社会の中で人として生きていく力を培う」ことを掲げ、心や生活環境に困難を抱えている子どもたちが、少しづつ地域に出ていく中で、成長を促している。園では、スポーツを通じて子どもたちの自己肯定感や自己効力感を高めることに着目して、スポーツクラブを立ち上げており、地域の綱引き大会やマラソン大会に出場するなどして交流を広げている。子ども一人ひとりのニーズ、意欲に応じて、自由外出や塾通い、地元中学校の部活に参加するなど、さまざまに地域とのかかわりを作っており、支援している。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	---	---

〈コメント〉

・ボランティア等に関する基本姿勢について特に明文化はしていないが、活動委員会が窓口となり「生活ボランティアの受入の流れ」を策定し、それに沿って積極的に対応している。園は必要経費として交通費や昼食、ボランティア保険などを負担している。コロナ禍で学習ボランティアなどは休止しているが、老人クラブや地元の写真クラブからのボランティアが活動している。困難を抱えている子どもたちと関わることから、事前に説明を行って理解を深めてから関わるように促している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
----	---	---

〈コメント〉

・退所後の子どもたちは、さまざまな地域で暮らすため、児童相談所や措置変更による新しい児童養護施設や学校など多くの関係機関との関係を深めている。施設では、退所者支援のために連携支援部を立ち上げて、県内関係機関を中心に安定した連携を作りつつある。しかし、個別の退所者支援に関わる社会資源とのつながりは、職員の個人的な信頼関係に負うところが多い実態がある。担当職員の退職などにより、支援の継続が困難になることも考えられる。資源のリスト化や経緯等の文書化等を行って情報共有を進め、支障なく引き継ぎができる対応策が求められる。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
----	--	---

〈コメント〉

・就学支援委員会や要保護児童対策協議会などに参加し、地元の防災会の訓練に子どもと職員が参加して炊き出しを食するなどの交流をしている。行政から受託している児童家庭支援センターを通じて、地域の子どもや家庭のさまざまな相談に応じており、里親自主グループを支援し、近隣市町村とは連絡会を開催している。しかし、施設は、地域福祉向上のニーズの把握については、まだ十分とは言えないと考えている。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
----	---	---

〈コメント〉

・施設は、地域の福祉避難所に指定されている。また、児童・民生委員等の見学・研修を受け入れ、地域住民を対象とした講演を行う他、他施設からの現任研修を受け入れている。さらに、子どもと職員はマラソン大会や綱引き、運動会に参加して、地域コミュニティの活性化に寄与している。年2回の清掃活動にも参加して、地域美化にも貢献している。

### 評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

#### III-1 子ども本位の治療・支援

		第三者評価結果
III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
〈コメント〉		
	・施設の理念は「共育」「德育」「自立」であり、職員と子どもが一緒に成長し、人間性を磨き、未来への意欲と希望を持つことを目指している。また、倫理綱領の作成については、職員間で必要性も含めて議論を深め、共通理解を導くことが作成の前提であるとしている。さらに、人権への配慮については、隔週で開催する棟会議で大人から子どもへの不適切なかかわり(マルトリートメント)など処遇の振り返りを行っている。不適切なかかわりについてのアンケートを実施して、子どもの意見を収集している。	
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	b
〈コメント〉		
	・プライバシーの保護については、入所同意書に簡単な説明を載せているが、規程やマニュアルは作成していない。特に、入所初期は精神的に幼く、職員が考えているプライバシーと子どもの考えるものに乖離がある。また、生活空間の要所をビニールテープで仕切る他、二人部屋には、真ん中にカーテンを吊るす等、境界線を明確にし、プライベート空間を視覚化している。入室時の配慮、子どもの秘密を守ることなどについては、棟で話し合い、決まり事を作っている。	
III-1-(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
〈コメント〉		
	・施設では、入所前の見学を必須としている。施設を訪問し見学の際にイラスト入りの資料を用いて、入所治療について子どもと保護者に説明して、納得を得て入所につなげている。子どもと直接交流ができない保護者についても、児童相談所を介して、1学期に1回は直接会って子どもの状況を伝えている。また、医師である園長が診察や服薬について説明する場合、必ず担当の職員が同席して情報の共有を図っており、担当職員が治療や服薬する医薬品に関して説明できるようにしている。	
31	III-1-(2)-② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a

〈コメント〉

・医療や心理の治療開始にあたっては、説明資料「嵐山学園の治療について」を用いて、本人に説明をしている。中学生は自己決定を促し、小学生には同意を得ており、本人の同意・納得が得られなければ治療は進めない。また、保護者に対しては、入所の際に包括的な同意をもらっており、入所中の生活の様子も含めて経過を報告している。さらに、障害のある子どもにはイラストなどでわかりやすく説明するなどの工夫をしている。

32

III-1-(2)-③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等  
にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

b

〈コメント〉

・施設は、2018年度（2019年3月）「アフターケアガイドライン」を策定した。退所時の家族再統合や措置変更に関して、子どもと保護者、措置児童相談所に対して、ガイドラインに基づいて説明をし、支援の継続性を図っている。現状、アフターケアについては、入所中に担当した職員がを行い、子どもを施設全体で支援している。他施設に移行した場合は「アフターケア情報提供書」を作成し、情報を提供しているが、活用されていない事例が見られる。移行後の施設や保護者対応について、措置児童相談所や施設、里親などと継続して連携ができるようにアフターケア計画書を作成して、継続的で組織的なモニタリングや支援のしくみ作りを検討されたい。

III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

33

III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取  
組を行っている。

b

〈コメント〉

・「大人から子どもへの不適切なかかわり」について、子どもに定期的にアンケートを取っている。また、「大人・子どもミーティング」を隨時行って、子どもの暮らしの中での意見を汲み取る他、給食委員会は、年2回嗜好調査を行っている。さらに、卒園生を募って「真剣に語る会」を開催し、処遇や運営の課題を聞き、改善にいかしている。なお、今回の利用者調査結果では、「職員から大切にされていると感じる」「職員は施設の決まりや約束ごとをわかりやすく教えてくれる」「職員は嫌がるよび方をしたり、命令したり、乱暴な言葉を使ったりしない」等の項目で、肯定的な回答が前回受審時に比べ大きく減少している。施設内で、子どもがのびのびと意見を言える雰囲気、場づくりをさらに進めることが必要であり、例えば、子ども棟会議を行うなどの工夫が望まれる。

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能してい  
る。

b

〈コメント〉

・苦情解決委員会を設置して、苦情解決の第三者委員を2名委嘱している。また、各棟に意見箱を置き、第三者委員の氏名や電話番号も掲示している。意見が投書されたときは、苦情解決責任者を中心に話し合い、結論を子どもに伝えている。さらに、子どもの食事会に第三者委員が参加して交流しており評価できる。しかし、苦情解決委員会の活動は、事業計画書、事業報告書とともに掲載されていないため、記載しておくことが望まれる。

35

III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ど

b

	も等に周知している。	
<b>〈コメント〉</b>		
<p>・入所の前に児童相談所から子どもに「子どもの権利ノート」が渡されており、その中に、子どもの意見を述べる権利等が記載されている。「子どもの権利ノート」を持たずに入所した場合は、その内容を説明の上、施設から手渡している。なお、施設では子どもが意見を述べやすい雰囲気・文化が育まれてきていると受け止めているが、利用者調査結果や職員自己評価結果では、肯定的な回答は低下している。子どもからの相談の内容によっては、面接室や園長室で聞くことにしており、プライバシーと個人情報保護への配慮が見られる。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<b>〈コメント〉</b>		
<p>・各棟などに置いてある意見箱は、副園長が定期的に確認している。意見については、園長と相談し、子どもから意見を聞き取るなどして改善にむけた対応をしている。意見箱への投書数は少なく、棟では「子ども大人ミーティング」を行い、職員と子どもが話し合いをしている他、意見・要望に関するアンケートにも取り組んで組織的に対応をしている。現在、意見や相談への対応に関するマニュアルはないが、職員は棟会議で「大人から子どもへの不適切なかかわり(マルトリートメント)」と「適切なかかわりあい(グッドトリートメント)」を振り返るなど、子どもが話しやすい環境づくりに努めている。施設では、今後、実習生や見学者が積極的に子どもの様子を見ることのできるしくみを作り、職員にも緊張感を持ってもらうことも検討している。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
<p>・施設のリスクマネジメントは事故防止委員会が担っており、副園長、各棟代表と事務職で構成し、事故発生時の行動手順は、マニュアルを作成して統一している。事故予防について、ヒヤリハット事案は「第一報用紙」をただちに提出し、管理職間で共有している。また、事故予防委員会が主催し、外部専門機関を活用した包括的暴力防止プログラム、子どもへの暴力防止プログラム、性教育プログラム等に取り組んでいる。さらに、子どもが料理実習などで使う刃物などは鍵のかかるロッカーに保管するなどの安全対策も行っている。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
<p>・感染症対策は診療部の医師、看護師を中心に行っている。保健衛生係を組織し、特に、入職1年目の直接職員が参加して、現場で保健衛生活動を理解してもらうことにしている。新型コロナウイルス感染症に対しては、職員行動規範を策定して対処している。新型コロナウイルス感染症の感染者が出たことを想定した図上訓練を実施するなど、蔓延防止にも努めている。施設ではコロナ禍の以前から、施設玄関や各棟にアルコール手指消毒を置いており、子どもが外から帰るとうがいを促すなどしている。さらに、健康診断を行うほか熱中症やインフルエンザの予防対策も行っている。</p>		

39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>・毎月避難訓練を行い、緊急連絡網の連絡訓練も実施している。また、施設は地元地区と災害時相互援助協定書を交わし、町とは福祉避難所として協定書を締結している。豪雨に遭った際に、水害対策として簡易土囊を加えるなど災害備蓄が充実してきている。今後の課題は、事業継続計画（BCP）の策定である。BCPの本質は、事業基盤に損壊を受けるような大規模災害においても、速やかに事業を継続できるしくみ作りである。すでに、地域や町と災害に関する協定を結ぶなど地域と連携して対応するベースがあり、速やかな検討・策定が望まれる。</p>		

### III-2 治療・支援の質の確保

III-2-(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>・治療・支援にあたっては、子どもの状況や必要とする支援等に応じて、標準化と柔軟性が必要であり、基本となる支援については、児童相談所担当者も参加する「1ヶ月評議会議」や「モジュール会議」等で、標準的な実施方法が行われているか確認し、議事録に記録している。なお、標準的な実施方法に、子どもの尊重やプライバシーの保護に関する姿勢については明文化がされていない。施設は、職員間で議論を重ね、納得したものを明文化するとともに、各種会議や個別の指導等で職員へのさらなる周知を図っていきたいと考えているため、今後の取り組みが期待される。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<b>&lt;コメント&gt;</b>		
<p>・子ども日々の生活支援に関しては、男子棟と女子棟のそれぞれのユニットに「ルールブック」を備置しており、子どもが自由に確認できるようになっている。また、「ルールブック」は、子どもの意見も取り入れながら、随時見直しを図っている。さらに、マニュアル作成委員会では、現場で蓄積された共通認識を標準的な方法としてまとめていくことを検討している。施設は、1つの取り組みのスパンが短く、標準的な実施方法を定めることは困難であると考えているが、子どもが必要とする治療・支援の変化や新たな知識、技術の導入を踏まえて、年に1回等、定期的な時期を決め、検証や見直しを図っておくことが望まれる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<b>&lt;コメント&gt;</b>		

・子どもの自立支援計画の策定や見直しの進行管理は、連携支援部が担っている。また、生活指導、心理治療、医療、教育の4分野が連携し、生活環境全体を整え、子どもの生活を支援する総合環境療法を実現するために、1ヵ月評価会議で、アセスメントを行い、子どもの状況を把握し、施設生活における意向を聞き取り、治療・支援上のニーズを明らかにしている。さらに、モジュール会議で、多職種が検討と合議を重ね、医療やメンタル面での支援等を含めた、総合的な視点で自立支援計画を策定している。

43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
----	--------------------------------------	---

〈コメント〉

・自立支援計画は、子どもの実態を踏まえ、各専門職の評価を基に、モジュール会議での合意を経て策定されている。一方、施設は、自立支援計画どおりに治療・支援が行われていることを確認するしくみに関しては、不十分であると考えている。今後は、自立支援計画の実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を定め、P D C Aサイクルを継続していくことや、計画を緊急に変更する場合のしくみを整備していくことを期待したい。

III-2-(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。

44	III-2-(3)-① 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
----	---	---

〈コメント〉

・子どもの心身状況や生活状況は、パソコンのネットワークシステムを使用した情報管理システムに記録し、日誌や会議録を含め、施設内で情報を共有するしくみが整備されている。また、隣接する特別支援学校とはグループウェアを用いて、施設職員と学校の教員が情報を共有し合い、日々の治療・支援にいかしている。さらに、電子媒体だけでは伝わりにくい情報もあるため、その場合は、できるだけ顔を合わせて伝えるようにしている。施設は利便性を図るために、情報管理システムとグループウェアの一元化も検討している。

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
----	------------------------------------	---

〈コメント〉

・子どもの記録の管理については、情報管理員会が担当しており、書類管理や決裁に関する規定を「書類保存規定」にまとめ、保存や廃棄を行っている。また、情報の外部流出を防ぐため、子どもの記録を行うパソコンはインターネットにつながず、施設内 L A Nとして運用を図っている。現在策定されている個人情報保護取扱規程の内容は不十分であるため、規程を整備し職員間で理解を深めるとともに、個人情報の取り扱いについて、子どもや保護者に説明しておくことが望まれる。

## 内容評価基準（20項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施」の付加項目

### A-1 子どもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A-1-(1)-① 一人ひとりの子どもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取り組みで実践されている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
	・子どもの自立支援計画は、「総合環境療法」の視点を踏まえ、多職種が連携を図って策定している。また、常勤の精神科医がおり、精神治療が必要な場合はスムーズに開始ができる他、臨床心理士を8名配置し、それぞれの臨床心理士が「モジュール」に所属し、心理治療が必要な場合は心理士会議で検討する等、手厚い対応がなされている。また、職員は、一人ひとりの子どもの最善の利益を目指して、日々振り返りを行いながら、治療・支援にあたっている。	
A②	A-1-(1)-② 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
	・日々の生活で生じるさまざまなことに介入する「介入型」の支援を基本としており、職員は、日常的に多くのコミュニケーションを取り入れる等、生活する場所が安全であると子どもが意識できるように、信頼関係構築を図っている。また、障害があり配慮を必要とする子どもも多く、発達段階も多様であるため、個別性を大切にした支援に努めている。さらに、中学生を対象として、活動するクラブチームの嵐山学園スポーツクラブ（RSC）があり、スポーツを通して活動量を増やし、衝動性の発散や自己コントロールを学ぶとともに、乗り越える力、生きていく力、入ってみる力を育んでいる。スポーツクラブでは、地域の綱引き大会やマラソン大会に出場するなどして交流を広げており、子どもの成長を援助するような経験となっている。	
A③	A-1-(1)-③ 子どもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	b
<b>〈コメント〉</b>		
	・子どもは、「自由外出マニュアル」に基づき、外出時に必要な知識・技術を身につけている。しかし、内容によっては、未経験な子どもも多く、施設外は、職員との個別外出に限られている。また、小遣いは子どもの意思で用途を決めており、職員との個別外出での買い物で、予算に合わせて物を選んだりすることで、生活感覚を身につけている。なお、中学生は塾に行く際に、施設の携帯を持たせているが、施設は、子どもの電話の応対やSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の知識と技術の習得は十分でないと考えており、子どもが被害に合わないように支援していくことが求められる。	
A④	A-1-(1)-④ 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があつた場合には、適切に対応している。	a
<b>〈コメント〉</b>		
	・子どもの暴力への対応を考え、開設当初より、(包括的暴力防止プログラム)を導入し、複数の職員がトレーナーの資格を取得し、チームで対応する体制を整えている。施設内にはベ	

ルを設置し、一人で対応が困難なことが生じた場合は、ベルを鳴らすことで、チームで対応できるようにしている。また、暴力は発生予防が重要であり、不穏になる恐れのある子どもには、「タイムアウト室」を準備し、一時的に集団から離すことで気持ちを落ち着かすことができるよう配慮している。

A-1-(2) 子どもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤	A-1-(2)-① 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	a
----	---	---

〈コメント〉

・子どもが自分たちの生活をより良くなるように考える機会として、精神科医や臨床心理士との面談の他、日常的に相談しやすい体制作りに努めている。また、「子ども大人ミーティング」では、行事について、嵐山学園スポーツクラブ（RSC）では練習内容について等、子どもが話し合って決められるようにし、子どもの主体性を尊重する関わりを心がけている。さらに、オンライン学習支援の導入による不登校児支援、発達障害児のためのプログラミング学習の機会の提供による支援の充実等、先駆的な取り組みを展開している。

A⑥	A-1-(2)-② 子どもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a
----	---	---

〈コメント〉

・施設のルールや約束事については、「ルールブック」があり、周りの人と心地よく過ごすためのマナーや心遣い、社会的ルールを学べるように、その活用を働きかけている。「ルールブック」は大人が決めたルールにならないように、子どもの意見を聞き取り、意向に配慮して作成する他、子どもの意見を踏まえて、必要に応じて変更している。また、生活が安定している中学生は、自由外出で施設外に出かけることができ、「自由外出マニュアル」に基づき、社会的ルールを確認してから出かけている。さらに、他者との関わりが難しい子どももいるため、職員は、日々の関わりの中で、人間関係や感情表出の模範となることを意識して、子どもの治療・支援にあたっている。

A-1-(3) 子どもの権利擁護・支援

A⑦	A-1-(3)-① 子どもの権利擁護に関する取り組みが徹底されている。 ※評点は「a」・「c」で評価	a
----	---	---

〈コメント〉

・子どもの権利である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」等を保障するために、マニュアルに基づき、子ども自身を権利の主体として尊重した治療・支援を行っている。また、子どもの権利擁護や権利侵害の防止について、職員へは、子どもの権利について管理職から伝える他、勉強会を実施して、意識と理解を高めている。さらに、保護者との面会は、児童相談所と連携を図り、手紙のやりとりからはじめ、相互の様子を知り、子どもの意思確認をしてから行う等、慎重に進めている。

A⑧	A-1-(3)-② 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a
----	--	---

〈コメント〉

・子どもが自らの権利について理解を深められるように、入所にあたり、児童相談所から権利ノートが配布された際に、説明を受ける他、「ライフプロジェクト対策チーム」が中心とな

って、子どもに合わせて理解しやすいように説明している。また、日々の生活や行事の中で、子ども同士が助け合っている場面も多く、職員は、自他ともに尊い存在であることを伝え、自らの権利と他者の権利の認識が深まるように、助け合いを支援している。

#### A-1-(4) 被措置児童虐待の防止等

A⑨	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見 に取り組んでいる。	a
----	--	---

##### 〈コメント〉

・子どもに関する不適切な関わりを防止し早期発見ができるように、隔週で実施している検会議の中で、マルトリートメントの振り返りを行い、改善策について、話し合いと検討が行われている。また、子どもには年1回マルトリートメントのアンケートを実施して、どのような対応が不適切な関わりにあたるか示し、自分自身を守るために知識や具体的方法を伝えている。さらに、職員は、自らを含め、他の職員の言動に疑問があった場合は、管理者に相談して対応しており、施設は少しでも疑わしい状況が確認できた場合は、県に報告するよう努めている。

## A-2 生活・健康・学習支援

#### A-2-(1) 食生活

A⑩	A-2-(1)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
----	---	---

##### 〈コメント〉

・子どもが食事をおいしく楽しく食べることができるように、定期的に嗜好調査を実施して献立に反映する他、開設記念日やクリスマス等の行事には、寿司をはじめ、季節に応じた食材や行事食を取り入れ、子どもの食の楽しみにつなげている。また、栄養士が中心となり、子どものアレルギーや体調を把握して、子ども一人ひとりに合った食事の提供に努めており、毎月、季節の料理や郷土食等を紹介して、子どもが食に興味を持てるよう働きかけている。後片付けに関しては、子どもに合わせて実施し、女子棟では小学生より自分の使った食器類の片付けと食器洗いをする等、基礎的な食事に関わる技術の習得に向けて支援している。さらに、子どもによっては、他の子どもと一緒に食するのが難しい場合もあり、自室で食べることも尊重している。

#### A-2-(2) 衣生活

A⑪	A-2-(2)-① 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	b
----	--	---

##### 〈コメント〉

・子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて、適切に自己表現ができるように、担当職員と衣服を買いに行く機会を設けている。また、発達段階に応じて、整理整頓は職員と一緒にを行い、清潔さや季節、場面に合った衣服の着用に向けて支援している。洗濯については、個別に袋に入れてからかごに入れ、職員が洗濯機を回し、洗濯後は自分で干すことをしている。一方、生活スキルの困難さを抱えた子どもも多く、自分で衣服の補修やアイロン掛けまでは行えて

おらず、施設は、子どもに合わせて取り組んでいきたいと考えている。

A-2-(3) 住生活

A⑪	A-2-(3)-① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	b
----	--	---

〈コメント〉

・子どもの居住空間が安心してくつろげ、プライバシーに配慮された自分自身を保つ場となるように、居室には子どもの好きなものを置ける等、居心地よく過ごせる空間作りを行っている。また、子どもがプライベートスペースを認識しやすいように、床をビニールテープで仕切る他、二人部屋には、真ん中にカーテンを吊るす等、視覚化することで、境界線を明確にしている。さらに、玄関等の電子錠や冷暖房の設置はもとより、損壊部分については、大規模な壁の補修、床の補修、ベッドや机の交換により、快適さの維持、向上にも努め、子どもの心の安定を図っている。施設は、今後、子どもの年齢や発達状況に合わせた空間作りをさらに進めたいと考えており、期待される。

A⑫	A-2-(3)-② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	b
----	---	---

〈コメント〉

・施設は、子どもの発達段階や課題に応じた居室等の整理整頓、掃除が定着するように取り組んでいるが、苦手な子どもの場合は、職員が一緒に片付けを行っている。一方、施設は、日常の生活の中で、子どもがソーシャルスキルを身につけるように促しているが、十分にはできていないと考えている。例えば、建物や設備の軽度な破損については、修理よりも廃棄に目が行きがちなため、子どもが簡単な修理を体験することで生活技術を高めていくことを検討している。

A-2-(4) 健康と安全

A⑬	A-2-(4)-① 発達段階に応じて、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	b
----	--	---

〈コメント〉

・子ども一人ひとりの状況を踏まえ、洗面、歯磨き、入浴、うがいや手洗い等、自らを清潔に保つことについて、職員が適切に把握し、声かけをし、一緒に行いながら支援している。また、施設には常勤の医師や看護師がおり、子どもが健康について、相談しやすい状況が整っている。さらに、刃物等の危険物の取り扱いに関しては、安全面を考慮し、個人では持たず、共用物として職員が管理している。なお、清潔を保つことについて難しい子どももあり、施設は、支援に力を注ぎたいと考えているため、さらなる取り組みに期待したい。

A⑭	A-2-(4)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
----	---	---

〈コメント〉

・子どもの健康管理は、特別支援学校の養護教諭とも連携を図り、看護師を中心となって行っている。また、受診が必要な場合は、施設内のクリニックで診療をしており、眼科や整形外科等は、近隣の医療機関に受診する他、歯科に関しては、地域のクリニックの往診を受けている。さらに、服薬については、服薬の手順を定めており、子どもには、その必要性を理解できるように説明し、同意のもとに支援をしている。

#### A-2-(5) 性に関する支援等

A⑯	A-2-(5)-① 子どもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている	a
----	--	---

##### 〈コメント〉

- 施設には、権利侵害を受けてきた子どももおり、その状況を踏まえ、女子棟を中心に、生と性に関する取り組み「ライフプロジェクト」を実施している。基本的に、子ども一人ひとりの特性や理解力、生い立ち等を考慮した内容、伝え方をグループワークで行い、個別での関わりが必要な場合は、個別支援を実施している。このプロジェクトでは、「自分と相手も尊い存在であること」を前提とし、両者の安全、安心を守っていく中で、性に関する正しい知識を身につけ、学びを進めることを特徴としている。

#### A-2-(6) 学習支援、進路支援等

A⑰	A-2-(6)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
----	--	---

##### 〈コメント〉

- 隣接する特別支援学校の分教室が設置されており、少人数での手厚い支援が実施されている他、グループウェアの活用で情報共有を図り、必要に応じてカンファレンスを図る等、子どもを協働で支えている。また、塾や学習ボランティアにより、学習の支援を行い、受験生には、勉強のために学習室を提供している。進路選択にあたっては、学力面はもとより、生活面でも対応できるような進路を慎重に選び、高校への説明会や見学を働きかけている。児童相談所を含め、関係者で話し合いを重ね、保護者の意見も参考にするが、「最善の利益」にかなった進路決定ができるよう、子ども本人の意向を尊重して進めている。

### A-3 通所支援

#### A-3-(1) 通所による支援

A⑱	A-3-(1)-① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	b
----	---	---

##### 〈コメント〉

- 通所による支援は、親子同伴を基本として実施し、親の支援にも取り組んでおり、現在の利用者は1名で、丁寧な関わりができている。また、必要に応じて、学校等関係機関への訪問を行い、子どもの状況を把握し、支援につなげている。通所による支援は、入所前から退所後まで治療をつなげられるため、入所していた子どもへの支援も充実するが、児童相談所の措置決定が必要となっている他、親子同伴できない家庭もあり、受け入れは少なくない。引き続き、在宅の子どもの支援に取り組まれたい。

### A-4 支援の継続性とアフターケア

#### A-4-(1) 親子関係の再構築支援等

A⑲	A-4-(1)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家	b
----	---------------------------------	---

	族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	
<b>〈コメント〉</b>		
A②	A－4－(1)－② 子どもが安定した生活ができるよう 退所後の支援を行っている。	a
<b>〈コメント〉</b>		
・退所時には、子ども、保護者、児童相談所に「アフターケア同意書」を示し、施設のアフターケアについて、理解を促している。退所後1年間は、定期的に電話をする他、子どもから連絡したい場合は、いつでも、いつまでも電話をかけて構わないことを伝えている。また、高校生以上は、「LINE」への参加で情報共有が図れるようにし、困難に陥っても相談に応じ、支援ができる体制を築いている。さらに、退所後の生活環境との関係をインケアの間に準備し、退所後の支援が途切れないように、アフターケアは、準備段階から丁寧にすすめている。		